

RE: 内調 [REDACTED] です。

池谷 哲 [REDACTED]

送信日時: 2013年10月8日 18:57

宛先: 内調職員253(内閣情報調査室)

Cc: 宮内 和洋 [REDACTED]; 桜井 順 [REDACTED]; 北原 則幸 [REDACTED] 明智
慧子 [REDACTED]

添付ファイル: 131008通達・法制局了解(案).jtd (22 KB)

内閣官房内閣情報調査室 [REDACTED] 様

こちらこそ大変お世話になっております。
今日もご対応頂き誠にありがとうございました。

さて、ご依頼のありましたファイル（一太郎）を添付してお送りします。
1、2ページが通達案、3ページが法制局了解案になっています。

なお、先ほど口頭にて申し上げましたとおり、

①本法案（第10条第1項第1号）によって、会計検査院に対して特定秘密の提供を拒否することが認められる
ものではなく、したがって、会計検査にあたって何ら支障となるものではないこと（従前のおり会計検査
が実施できるものであること）

②したがって、憲法第90条第1項に定める会計検査院の権限に影響を及ぼすものではなく、憲法との関係で
問題が生じることはないこと

ということを担保する趣旨と考えておりますが、文案については、鋭意調整させて頂ければと存じます。

お手数をおかけしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

会計検査院

事務総長官房法規課

池谷 哲（いけや さとし）

TEL:03-3581-3251(代) 内線 [REDACTED]

[REDACTED] 課直通)

FAX: [REDACTED]

E-mail: [REDACTED]

-----Original Message-----

From: [REDACTED] [mailto:[REDACTED]]
Sent: Tuesday, October 08, 2013 6:39 PM
To: 池谷 哲
Subject: 内調 [REDACTED] です。

池谷様

連日ご足労いただき、ありがとうございます。

ところで、先ほど頂戴したペーパーのうち、各府省への通達案と法制局への確認文書案の電子媒体をお送り
いただけないでしょうか？

お手数ですがよろしく申し上げます。

内調・[REDACTED]

各府省事務次官 殿

内閣官房副長官

特定秘密の保護に関する法律の成立に伴う会計検査への対応について

特定秘密の保護に関する法律の成立に伴い、防衛、外交等に関する秘密事項の一部が、特定秘密として取り扱われることとなります。

一方、会計検査院は、憲法第90条第1項の規定に基づき、国の収入支出のすべてについて検査を実施することとされており、これまでも、各行政機関においては、これらの秘密事項について会計検査院から検査上の必要があるとして提供を求められた際には、これに応じて提供を行う取扱いをいただいているところです。

今般の法律の成立によっても、上記の取扱いに何らの変更を加えるものでないことを確認するため、別紙のとおり見解をまとめましたので、管下各部局への周知方等につきよろしく御配慮願います。

(別紙)

会計検査院が実施する会計検査は、特定秘密の保護に関する法律第10条第1項第1号に規定する「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当する。そして、特定秘密を保有する行政機関の長が、会計検査院から検査上の必要があるとして提供を求められた場合に当該特定秘密を提供することは、同項同号の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認め」られる場合に該当するものである。

会計検査院が実施する会計検査は、法案第10条第1項第1号に規定する「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当し、会計検査において必要がある場合に特定秘密を提供することは、法案第10条第1項第1号の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認め」られる場合に該当するのであって、憲法第90条第1項に規定される会計検査院の権限（「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査」すること）は、法案によって何らの影響を受けるものではないこと。